

令和4年度 第1回川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会 次第

日 時 令和4年8月18日（木） 午後2時00分～

場 所 麻生市民館 第1会議室

次 第

- 1 開会
- 2 館長挨拶
- 3 職員紹介
- 4 委嘱状交付
- 5 委員自己紹介
- 6 役員の選出・役員挨拶
- 7 議事
 - (1) 令和2・3年度麻生市民館専門部会報告書について
 - (2) 令和3年度利用状況及び事業報告について
 - (3) 令和4年度の主な事業について
 - (4) 令和4・5年度協議テーマの選定について
 - (5) その他

次回以降の予定

- 第2回 令和4年10・11月予定
- 第3回 令和4年12月・令和5年1月予定
- 第4回 令和5年2月12日（日）午後1時30分～

（市民自主企画提案会・選考委員会を同日に開催いたします。詳細については別途ご案内いたしますので、この日程でご予定くださいますようお願い申し上げます。）

資料 1

令和 4 年度第 1 回麻生市民館専門部会 資料一覧

次 第

- 資料 1 資料一覧（本用紙）
- 資料 2 専門部会委員名簿
- 資料 3 根拠条例ほか
- 資料 4 令和 2 年度～ 3 年度 報告書（冊子）
- 資料 5 令和 3 年度 教育文化会館・市民館活動報告書（冊子）
（川崎市教育委員会HPに掲載）
- 資料 6 - 1 令和 4 年度 麻生市民館 事業計画
- 資料 6 - 2 令和 4 年度 岡上分館 事業計画
- 資料 7 麻生市民館 表現・舞台活動支援事業 実施計画（令和 4 年度）
- 資料 8 今後の市民館・図書館のあり方概要

参考資料 過去の麻生市民館運営審議会、麻生市民館専門部会の報告書一覧

川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会委員名簿

委嘱期間 令和4年7月1日から審議または調査終了まで

	区 分	氏 名	現 職 名
1	1号 (区内に設置された 学校の長)	やまもと ひろゆき 山本 浩之	川崎市立王禅寺中央中学校長
2	2号 (区内の社会教育関係団体 等から推薦された者)	よこかわ ひろゆき 横川 博行	麻生区文化協会(副会長)
3		いのうえ としお 井上 俊夫	麻生区地域教育会議議長
4		すがわら ようこ 菅原 陽子	麻生市民館サークル連絡会会長
5		まつしま ただゆき 松島 糾之	麻生区町会連合会理事
6	3号 (区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民)	とくだ ふみえ 徳田 富美恵	市民委員
7		みかみ ゆかり 三上 由加利	市民委員
8	4号 (学識経験者)	つのだ きみえ 角田 季美枝	和光大学現代人間学部非常勤講師
9	5号 (区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者)	たざわ あずさ 田澤 梓	麻生区PTA協議会副会長

改正

昭和26年8月15日条例第36号

昭和28年4月1日条例第14号

昭和32年3月29日条例第12号

昭和34年8月3日条例第23号

昭和42年3月23日条例第18号

昭和46年12月24日条例第61号

昭和47年3月28日条例第38号

昭和49年3月30日条例第34号

平成26年3月27日条例第17号

川崎市社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

附 則（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から

施行する。

附 則（昭和32年 3 月29日 条例第12号）

この条例は、昭和32年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和34年 8 月 3 日 条例第23号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和42年 3 月23日 条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年12月24日 条例第61号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月28日 条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和49年 3 月30日 条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和49年 6 月10日 規則第69号で昭和49年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和49年 6 月15日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和24年川崎市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成26年 3 月27日 条例第17号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

多摩市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述 べるとともに、事業評価を 行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職 員 (2) 市内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 市内在住の歴史、民俗に関する知 識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
有馬・野川生 涯学習支援 施設専門部 会	施設の運営について調査 審議すること。	8人以内	(1) 区内に設置された学校の教育職 員 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者

			<p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

領域	事業名	事業内容	事業数 (予算)	実施計画												事業実施状況				
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
3 市民学習・市民活動活性化学習事業	市民自主学級	市民と市民館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化させる。	3 (300)																	
	市民自主企画事業	地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や、市民の交流・ネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と市民館が協働で実施する。	2 (162)																	
	市民エンパワメント事業	市民エンパワメント研修	市民活動・ボランティアに関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。	1 (66)																
		市民講師活用事業	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。	1 (24)															2～3月に実施を計画中	
		P T A活動研修	子どもの健やかな成長を支えるP T A活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区や麻生区の特徴を生かしたP T A活動の活性化を図る。	1 (44)																
		生涯学習交流集会	いきいきとした麻生区の社会教育の展開に向けた、市民と職員による率直な意見交換を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。	1 (35)															2～3月に実施を計画中	
		「地域の寺子屋事業」コーディネーター養成講座	地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートする「地域の寺子屋」の運営を担うコーディネーターを養成する。	1 (-)																R4の北部は多摩市民館が主実施館
	表現・舞台活動支援事業	様々な手法による市民の主体的で自由な表現活動を振興し、地域に根差した市民の文化創造に資する。	1 (60)																3/4 あさおSOUND&VISION ●	
学習情報提供・学習相談事業	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。また、求めに応じ、市民及び市民グループなどの生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	1 (75)																通年	相談員による学習相談はコロナウイルスの影響により中断している。10月12日から再開予定。	
4 市民・行政協働事業・ネットワーク	行政区・中学校区地域教育会議推進事業	行政区・中学校区における学校・家庭・地域の連携による教育への市民参加システムづくりとネットワークづくりを支援・促進し、地域の教育力の向上をめざす。	1 (-)																通年 麻生区地域教育会議	ネットワーク会議、地域の寺子屋交流会、青空こども会議等
	課題別連携事業	地域での子育てや福祉・環境・まちづくりなどの課題解決に協働して取り組むため、関係機関との連携による会議及び必要な事業を実施する。	1 (-)																9/17 子育てフェスタ ●	所管課は麻生区役所企画課
	地域学習・文化団体連携推進事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体(サークル連絡会・文化協会・P T A等)とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上をめざす。	千円 3 (-)																● 6/4,5 あさおサークル祭 麻生市民館サークル連絡会 通年	
5 課題事対現学的	現代の課題学習事業	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。	1 (66)																みんなの哲学風力カフェ 月2回 6月～11月(8月除)	未定

領域	事業名	事業内容	事業数 (予算)	実施計画												
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
6 市民館学習環境整備事業	社会教育委員会議 麻生市民館専門部会	川崎市社会教育委員会議規則に基づいて行う。	1 (350)					第1回8月18日 ●	第2回 10月～11月	第3回 12月～1月	第4回2月12日 ●					
	刊行・広報活動	(1) 教文・市民館活動報告書、学習記録や調査研究報告書の作成を行い、学習活動や地域情報の蓄積と公開を図る。 (2) 生涯学習に関する情報を提供するため、市民館だより、ホームページなどの作成を行う。	1 (524)	市民館だより 年6回(6月・8月・10月・12月・2月・4月) ホームページ 通年 4～6月 R3活動報告書・社会教育要覧作成 11月～ R4活動報告書作成準備												
	情報機器等整備	総合教育センター視聴覚センターの市民への直接的な窓口として、教文・市民館で情報機器等の貸し出しを行う。	1 (-)	通年												

■生涯学習支援課の事業

事業名	事業内容	事業数 (予算)	実施計画												事業実施状況	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
麻生区生涯学習推進会議	川崎市生涯学習推進計画および麻生区生涯学習推進計画に基づき、麻生区生涯学習推進会議を設置し、区における生涯学習推進体制の整備や生涯学習事業の連絡調整を行い、麻生区の生涯学習を推進する。	千円 1 (-)	議題状況にあわせ、年度内の実施を検討													
麻生区課題対応学習事業	里地・里山保全推進事業	麻生区及び周辺地域の里地・里山保全活動を通し、自然や暮らしの歴史、文化等を継承し、次世代へつなぐための様々な活動を展開する。	1 (844)	カフェ塾・人材育成講座ほか 2月頃 2023里山フォーラム in麻生 ●												
	麻生区多文化共生推進事業	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、地域の人的資源を活かしながら、異なる文化的、歴史的背景を持つ市民の人権が守られる感性豊かな地域、国際的な視点を持ったまちづくりをめざす。	1 (340)	9/17子育てフェスタ出店、12月～3月 全2～3回予定 ●												

令和4年度 麻生市民館 工事等の実施計画

(令和4年8月18日現在)

工事名	内容	予算	実施計画												事業実施状況
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
麻生市民館・図書館トイレ改修工事	1階、2階、3階 中央トイレの改修。2、3階の多目的トイレの工事	千円 89,903	11月までを予定												

資料 7

麻生市民館 表現・舞台活動支援事業 実施計画（令和4年度）

1. 目的

地域の特性に応じた文化の環境醸成や芸術の振興を図るため、麻生区民および麻生区を中心とした地域で活動している方々の表現・舞台活動の発表の場として麻生市民館のホールを使用する。

また、単に表現者の発表の場にとどまらず、舞台を作り上げるところから市民の力で行い、子どもから高齢者まで広く区民の音楽芸術に接する機会を提供し、住民相互の交流を図ることを目的とする。

2. 主催 川崎市教育委員会

3. 実施機関 川崎市麻生市民館

4. 期間 令和4年度

5. 実施内容

[事業名] あさおSOUND&VISION2023

[内容] 「あさおSOUND&VISION2023」は、様々な手法による市民の主体的で自由な表現活動を振興し、地域に根ざした市民の文化創造に資することを目的としており、地域で日々活動しているアマチュアのミュージシャン、パフォーマーが音楽やダンスを市民館のホールで発表する。

6. 事業内容の決定

毎年、関係団体と事業内容等についての話し合いを行い、具体的な事業計画を作成する。

7. 委託の決定

実施する事業については、毎年審査し、決定の後、川崎市と受託者との間で委託契約を締結する。

8. その他

事業計画及び事業実施要領に定めのない事項については、その都度麻生市民館と受託者とが協議して定めるものとする。

9. 年間予定

令和4年 9月 委託契約等審査委員会へ審査依頼

10月 麻生区民まつりへの協力

12月 あさおSOUND&VISION2023出演者募集、事前説明会の開催

令和5年 2月 出演者ミーティングの開催

3月 あさおSOUND&VISION2023開催

10. 5ヶ年間の年次計画

年度	事業名
令和4年度	あさおSOUND&VISION2023（2023年3月開催）
令和5年度	あさおSOUND&VISION2024（2024年3月開催）
令和6年度	あさおSOUND&VISION2025（2025年3月開催）
令和7年度	あさおSOUND&VISION2026（2026年3月開催）
令和8年度	あさおSOUND&VISION2027（2027年3月開催）

令和4年～8年度では、今まで築いてきた参加者やスタッフ同士のつながりや輪を切らすことなく、市民の主体的で自由な表現・舞台活動の発表の場を市民の力で作り上げていくことを目標としていく。

【参考】

川崎市麻生市民館

表現・舞台活動支援事業実施要領【抜粋】

1 趣旨・目的

川崎市教育文化会館及び市民館には、大ホールや大会議室があり、これらの施設を活用して、市民の表現活動や舞台活動の場を提供する事業として始まったのが「表現・舞台活動支援事業」です。

この事業では、地域に根ざした市民主体の文化芸術活動を創造し、支援することを目的としています。そのため、地域に住む市民と行政がパートナーとなり、協働で事業を進めていきます。

2 実施計画の策定

事業を実施するにあたっては、まず実施館が地域の特徴や文化芸術活動の状況に考慮し、市民の参画を得て、長期の支援・育成の実施計画を策定します。その計画については、社会教育委員会議 麻生市民館専門部会※に諮るものとします。

※ 川崎市には教育文化会館と市民館 6 館にそれぞれ「社会教育委員会議 専門部会」が設置されています。各館の専門部会は、10名以内の委員（そのうち1名は公募の委員）から構成され、地域課題や地域の特性に配慮しながら、地域住民の学習要求に応じた社会教育事業や各種活動が実施され、館の運営がさらに豊かになるよう、年4回、審議を行っています。

3 実施事業の決定

今年度実施する事業の内容については、実施館が策定した実施計画に基づいて、川崎市教育委員会が決定します。

4 事業の実施

(1) 事業の委託先と留意点

事業を実施するにあたっては、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）による業務委託とするものとします。

受託者は、実施館と十分に協議しながら協働で事業を進めていきます。また、必要に応じて、関係行政機関や市民活動グループ・団体などとの連携・協力も考慮し、単に事業を実施するだけでなく、地域のさまざまなネットワークづくりや地域情報の蓄積などにも配慮します。

(2) 対象外の事業

次のような内容の事業については、対象外とみなして実施しません。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 特定の政党、政治団体、宗派及び宗教団体の利害に関わるもの
- ③ 公共の利益に反するもの

(3) 主催

実施事業の主催は、受託者及び川崎市教育委員会とします。他の公的な関係機関が主催者として加わる場合もあります。

今後の市民館・図書館のあり方概要

「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、令和2（2020）年2月の『「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方』を基に、令和2（2020）年度に実施した「市民館利用者グループヒアリング」をはじめ、「図書館のあり方に関する懇談会」や「市民館フォーラム」の市民や有識者の意見を伺いながら取りまとめ、2月にパブリックコメント手続を実施した上で、令和3（2021）年3月に策定いたしました。

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

我が国は、**急速な少子高齢化の進行**から、平成20（2008）年をピークに**人口減少に転じる**とともに、**人口構造が変化**してきております。また、**働き方は多様化し、家族形態も変化**しており、**あらゆる世代を取り巻く生活環境が大きく変化**しています。更に、**情報化社会の進展**や**価値観の多様化**などから、**人や地域のつながりが変化**しています。

本市においても、今後、更なる**都市化の進展**や**急速な高齢化の進行**が見込まれており、**人口減少への転換**などと合わせて、**激しく変化する社会状況**に適切な対応を図っていく必要があります。

また、**甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生**など、自然と共生・共存しながら、**これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応**も求められています。

2 策定の目的

超高齢社会の到来や**人口減少、地域のつながりの希薄化**など、**社会状況が変化し、市民ニーズも多様化**する中、市民館・図書館においても、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、**市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていく**ことが期待されています。

この「今後の市民館・図書館のあり方」は、**市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す**ものです。

3 市民館・図書館の概況

(1) 市民館

本市では、「**公民館**」と**大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」**の2つの機能を持つ**都市型施設**を、教育文化会館・市民館（以下「市民館」という。）として、**各区に1館設置**するとともに、地域に密着した施設として**6館の分館を設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の自発的・主体的な学習活動を支援**しています。

また、身近な学びの場として、市民が集い、つながる、地域に根差した市民館をめざすとともに、タイムリーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、市民の学習意欲を高める事業展開を図り、**平和や人権、男女平等推進、家庭教育に関する講座の開催などを通じて、社会生活や地域の課題についての学びの場を積極的に創出**しながら、**地域における社会教育を振興する取組を推進**しています。

(2) 図書館

図書館は、**各区に1館の地区館を設置**するとともに、**分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫での市内21ポイントの巡回、図書・資料を効率的に提供するためICT（情報通信技術）などを活用した図書館ネットワークを構築し、全市的な図書館サービスを展開**しています。

また、地域や市民にとって役立つ「**知と情報の拠点**」をめざして、市民の生涯学習を支える取組や**レファレンスをはじめとした市民の仕事や生活に役立つサービスを提供**するとともに、**児童・生徒の読書支援**など学校図書館との協働の推進や市内大学や関係機関等と連携した川崎として特色のある図書館としての取組を行っています。

更に、図書館システムの構築など、**持続的で安定した効果的・効率的な運営**や図書館職員の**専門的能力と資質の向上**をめざした運営に努めるとともに、**ボランティアや各種市民グループ・団体との協働の取組**など、**市民に信頼される市民が支える図書館としての取組**を行っています。

4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進 ～国の動向～

(1) 「生涯学習の理念」に基づく生涯学習社会の実現

「生涯学習」とは、一般的には人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などのさまざまな機会において行うあらゆる学習という意味で用いられています。

(2) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進（第3期教育振興基本計画）

平成30（2018）年に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」などを政策の目標に掲げ、生涯を通じ学び、活躍できる環境を整えることを基本的な方針として位置づけています。

(3) 今後の社会教育の振興方策（平成30（2018）年12月中央教育審議会答申）

平成30（2018）年12月に中央教育審議会の答申においては、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的な役割を果たすべきものであり、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。

(4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

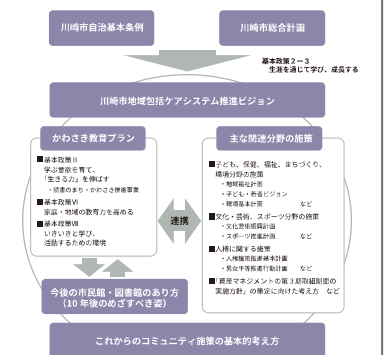
家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものである一方、子育てや家庭を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

5 本市の主な関連施策

- (1) 「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（平成27（2015）年3月）
- (2) 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27（2015）年3月）
- (3) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31（2019）年3月）
- (4) 「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方（平成31（2019）年2月）
- (5) 「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」（平成31（2019）年2月）

6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ

今後の市民館・図書館のあり方については、「川崎市自治基本条例」や「川崎市総合計画」に基づき、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と**理念を共有し、「かわさき教育プラン」に位置づけた施策を推進**するとともに、**他の関連分野の施策とも連携**しながら、その取組を進めていくこととします。



【今後の市民館・図書館のあり方位置づけの相関図】

第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性

1 10年後の未来に向けて

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するために、10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

(1) 人づくり

ゆとりのある人生や暮らしの中で幸福感を得るため、人の役に立っているという実感が持てるような、自発的・主体的な学びのきっかけづくりや学んだ成果が、やりがい・生きがいとなる学びの好循環につながる人づくりを進めていきます。

(2) つながりづくり

学びや活動を通じてさまざまな主体が出会い、相互作用による新たな価値観が生まれることで、ともに地域の課題を乗り越え、解決に導いていくため、さまざまな人が触れ合う場づくりや多様なつながりづくりを進めていきます。

(3) 地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域に関する理解や愛着を深める学習機会を創出することで持続可能な地域づくりを進めていきます。

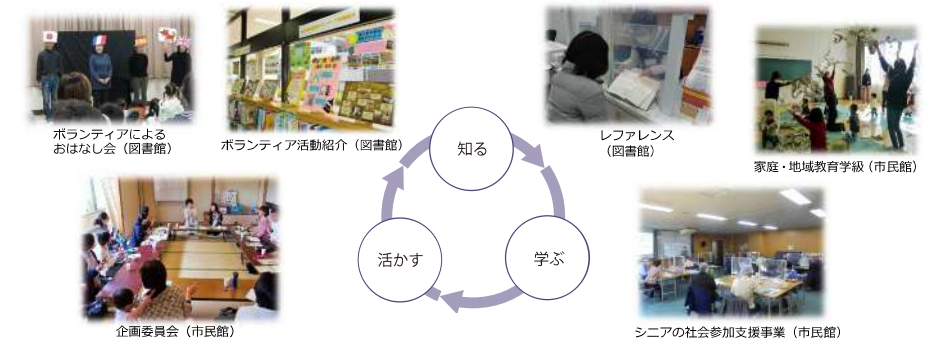
2 今後の市民館・図書館に求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、**新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らすさまざまな人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進**しています。

今後の市民館・図書館は、「**市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる**」という学びと活動の循環を推進していく必要があります。

持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、**それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たして**いきます。



3 今後のめざす方向性

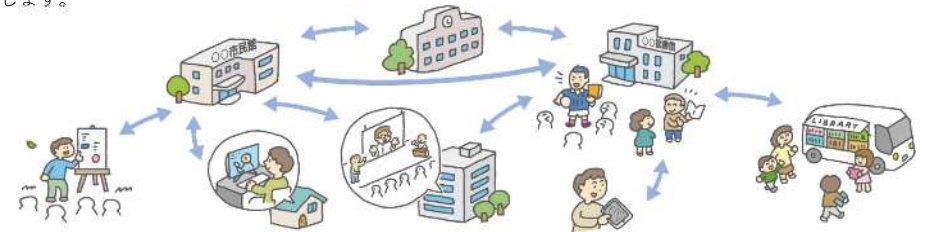
(1) 行きたくなる市民館・図書館 ～利用及び参加の更なる促進～

誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「**誰もが行きやすい・参加しやすい**」、「**また行ってみたい・参加したい**」市民館・図書館となることをめざします。



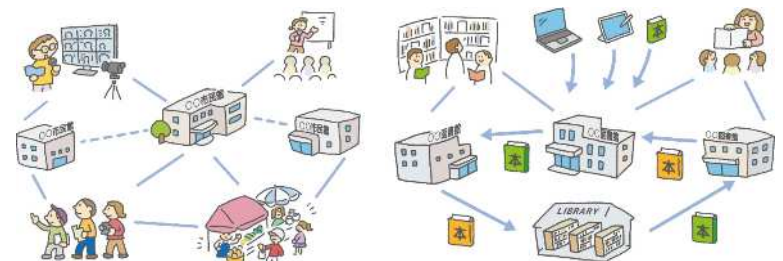
(2) まちに飛び出す市民館・図書館 ～身近な地域に立脚した取組の推進～

地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、**まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となる**ことをめざします。



(3) 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館 ～地域資源や担い手づくりの推進～

学習の機会や情報の提供など、これまで市民館・図書館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を充実させることなどで、さまざまな人々や団体等が知識やスキルを高め、地域の担い手として積極的に地域づくりに関われるよう、**人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となる**ことをめざします。



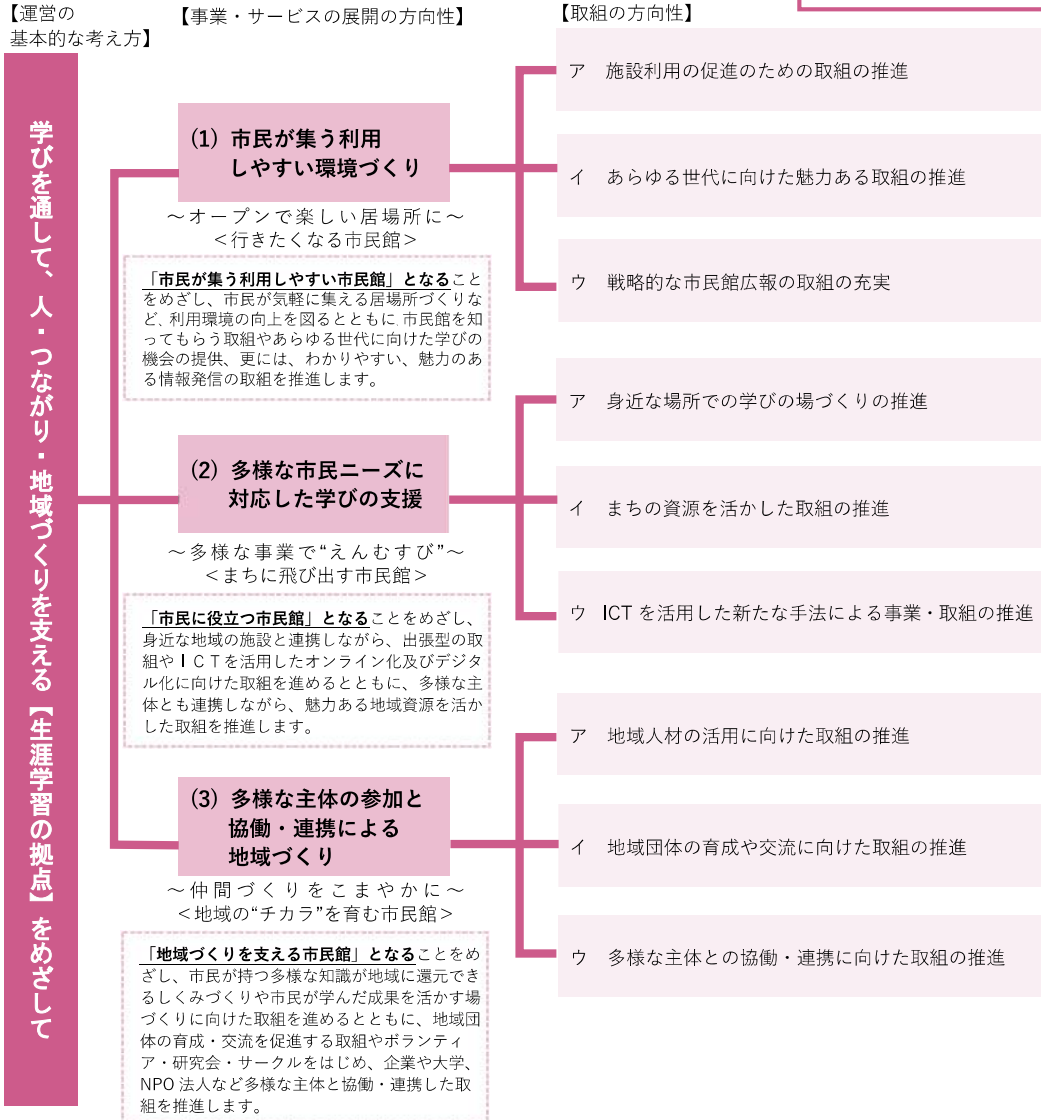
第3章 今後の市民館の運営のあり方

市民館運営の基本的な考え方（基本理念）

「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える
【生涯学習の拠点】をめざして」

今後の市民館では、複雑化・深刻化する地域課題を、市民とともに乗り越え解決していくため、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場となるとともに、区役所をはじめ、さまざまな関係部署と横断的に連携し、地域の多様な主体とも協働・連携しながら、あらゆる世代への学びの機会を提供していきます。
また、学びの成果と、住み慣れた地域がもっともっと住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるよう、人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

今後の市民館のあり方の体系図



管理・運営の方向性

(1) 市民館の管理・運営

ア 今後の市民館の管理・運営の検討

今後の市民館については、施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

(2) 市民館における事業・サービス

ア 今後の市民館における事業・サービスの充実

今後の市民館については、社会教育法の目的を達成するための事業やサービスを継続して実施するとともに、幅広い世代を対象とした事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めていきます。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 市民館職員に求められる役割

社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っています。
学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくことや、地域の多様な人材・資源等を効果的に結びつけ、地域の力を引き出すことなどが求められています。

(2) 市民館職員に必要な資質・能力

幅広い視野で市民ニーズや地域の学習課題を把握し、学級・講座を企画立案する能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

(3) 市民館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図るよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして

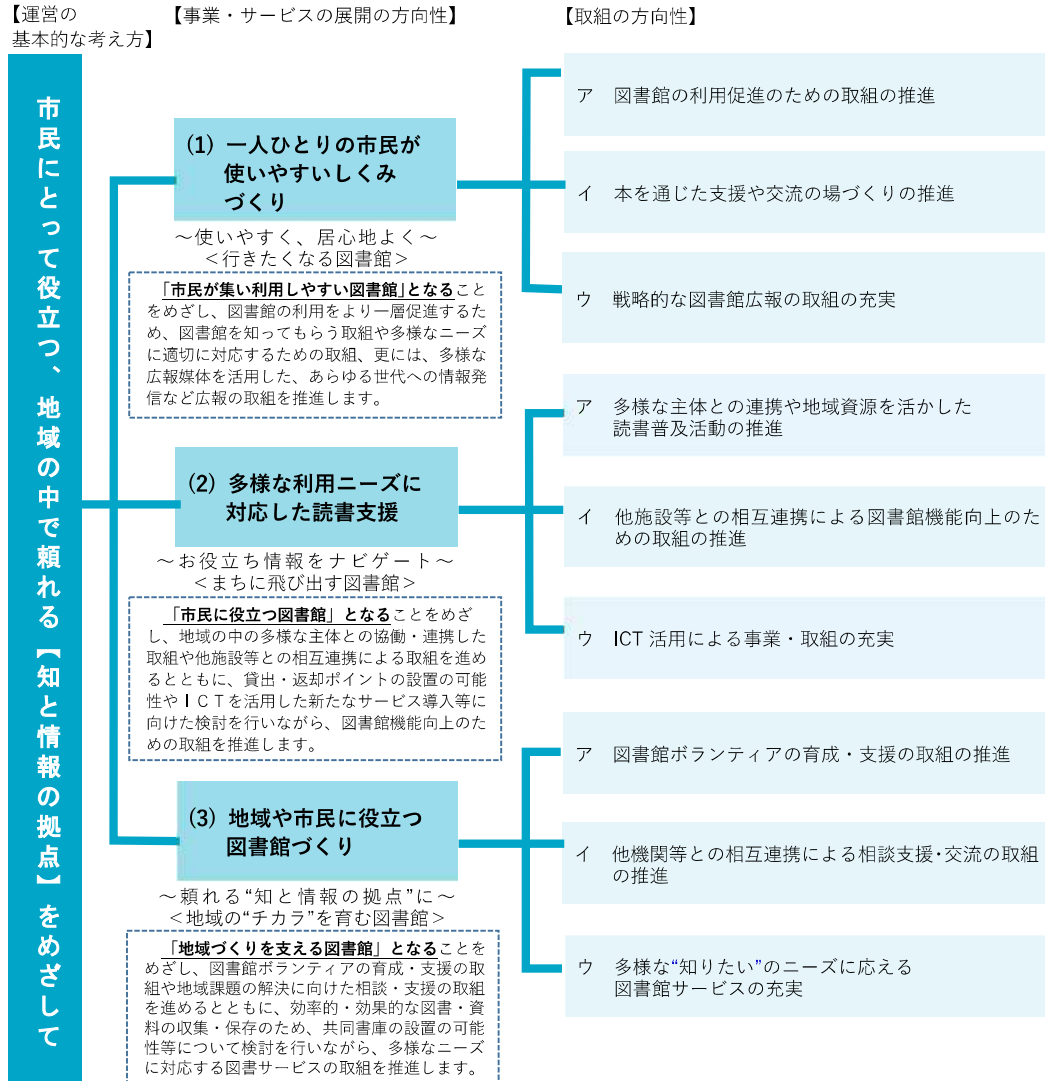
第4章 今後の図書館の運営のあり方

図書館運営の基本的な考え方（基本理念）

「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる
【知と情報の拠点】をめざして」

今後の図書館は、市民自らによる課題解決を支援するため、図書館の強みを活かし、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるよう環境整備に努めるとともに、ICTなども積極的に活用しながら、市民生活の質の向上や地域の課題の発見・解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけにつながる取組を進めていきます。また、自発的・主体的な学びの成果が、住み慣れた地域で、やりがいのある活動に活かせる好循環が生まれるよう、地域の人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

今後の図書館のあり方の体系図



管理・運営の方向性

(1) 図書館の管理・運営

ア 今後の図書館の管理・運営の検討

全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

(2) 図書館における事業・サービス

ア 今後の図書館における事業・サービスの充実

図書館法の目的を達成するための事業やサービスは継続して実施するとともに、図書館の利用をより一層促進する事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めていきます。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 図書館職員に求められる役割

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための専門的職員として、図書・資料の収集・保存・提供を基本とした、地域における市民の生涯学習活動を支える役割を担っています。

(2) 図書館職員に必要な資質・能力

地域や利用者等が求めるものを把握し、的確に情報を提供する能力が求められ、コミュニケーション能力や共感性、企画力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

(3) 図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図るよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性

1 施設の現状と課題

本市の市民館・図書館は、**建築後 30 年以上経過している施設が約 4 割**となるなど、他の公共施設と同様に**老朽化等が課題**となっています。

市民の生涯学習活動を支えるとともに多様なニーズに対応するために市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があります。

2 環境整備の主な取組

(1) 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備の推進

「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」（平成 31（2019）年 3 月策定）に基づき、令和 3（2021）年 1 月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、老朽化対策をはじめ特定天井対策や耐震対策等の防災・BCP 対策の実施とともに、空間・機能の融合化やユニバーサルデザイン化の推進、環境や公園との共生等を図ることにより、今後 60 年程度の施設利用をめざす長寿命化対策を実施すること等を施設整備の方針としました。

(2) 新しい宮前市民館・図書館の整備の推進

「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成 31（2019）年 3 月策定）に基づき、令和 2（2020）年 8 月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定し、市民館・図書館の融合や現諸室の利用状況等を踏まえた諸室の規模の適正化のほか、多機能化や高機能化等の多目的化、可変性の確保や市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性、フリースペース等の新規・拡充スペース等の創出の検討など、スペースの再構築と有効活用等を施設整備方針としました。

3 施設整備の基本方針

このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第 3 期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向、社会状況の変化等を踏まえ、現在の施設を基本とし、次の基本方針に基づき施設整備を進めていきます。

(1) 長寿命化による施設整備

築 30 年以上経過した施設の躯体や設備等の調査を順次実施し、個別の施設の詳細な老朽化の状況等を把握します。その上で、「既存の施設を最大限活用する」という本市の資産マネジメントの考え方にに基づき、**施設の使用期間を 60 年以上とすることを目標とする長寿命化による施設整備を基本とした取組を進めます。**

(2) 計画的かつ効率的・効果的な施設整備

施設規模・条件、躯体・設備等の老朽化の進行状況やメンテナンス性、利用状況、工事の中長期的な施設利用への影響、防災やまちづくり施策上の位置づけ等を総合的に勘案した上で、**安全・安心面、機能面、環境面における対策が効率的に効果を発揮するメニューを中心とした施設整備等を検討の視点とし、社会状況の変化も踏まえた施設整備を計画的に推進します。**

(3) 横断的な対応による施設整備

ア トイレの快適化

トイレの快適化については、令和 2（2020）年度に幸・多摩・麻生市民館・図書館でモデル事業として設計を実施しています。モデル事業の検討状況や他の施設の劣化状況等を踏まえ、順次、トイレの快適化を推進します。

イ 特定天井対策

「川崎市公共建築物特定天井対応方針」（令和元（2019）年 11 月策定）に基づき、宮前市民館ホールは令和 2（2020）年度中に事業着手し、また、幸・高津・多摩・麻生市民館ホールは、令和 5（2023）から 7（2025）年度の間に事業着手することを目標としています。

ウ 図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討

効率的・効果的な図書・資料の収集・保存や閉架書庫のコンパクト化によるスペースの有効活用等の視点に基づき、市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性について検討を進めます。

また、他の公共施設との複合化、自動車文庫や民間施設の活用等の視点に基づき、図書等の貸出・返却ポイントの設置の可能性についても検討を進めます。

第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて

このあり方では、概ね 10 年後の未来に向けて、「**人生 100 年時代の生涯学習社会の実現**」という理念を掲げ、今後の市民館・図書館が「**学びと活動を通じたつながりづくり**」の役割を果たしていくため、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まえながら、それぞれの**施設運営や施設整備の方向性を示しています。**

このあり方に基づく今後の取組の推進にあたり、これまで進めてきた取組については、利用ニーズを踏まえた柔軟な対応や新たな工夫をしながら引き続き推進をするとともに、今後検討が必要な取組については、令和 3（2021）年度に予定されている**総合計画第 3 期実施計画や行財政改革第 3 期プログラムの策定作業とも整合性を図りながら、かわさき教育プラン第 3 期実施計画への位置づけを検討**するなど、着実な取組の推進を図ります。

1 庁内における推進体制

市民館・図書館を含めた市民の生涯学習を支える施策の推進にあたっては、教育、子ども、保健、福祉、まちづくり、環境分野の施策をはじめ、平和・人権や男女平等、文化・芸術、スポーツなど、**多岐にわたる分野の施策とのより一層の連携が必要**となります。

本市における生涯学習施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、**庁内関係部局区で連携するしくみづくりを行い、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。**

2 事業推進における市民意見聴取

これまで、本市における社会教育の推進にあたっては**社会教育委員会**から、また、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、**各市民館・図書館専門部会**から、**ご意見をいただきながら円滑な運営に努めてきています。**

また、このあり方の策定作業においては、**市民からの意見を伺うしくみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めてきました。**

今後のあり方に基づく取組の推進にあたっては、**引き続き社会教育委員会等を通じた専門的な意見に加え、利用者や関係団体をはじめとするさまざまな主体との対話を基本とした事業推進に努めていきます。**

過去の麻生市民館運営審議会、麻生市民館専門部会の報告書

年度	テーマ	備考
平成16-17年度	麻生市民館の有効な使われ方について（ハード・ソフト両面から）	
平成18-19年度	麻生区における市民主体の芸術・文化活動のあり方と支援について	区民アンケート実施（来館者、町内会）
平成20-21年度	シニア世代の市民と市民館活動 ～新シニア世代の市民参加のために～	市民活動懇談会の開催（団塊世代、新シニア世代等対象）
平成22-23年度	市民ニーズの多様化と市民館の役割	市民懇談会開催
平成24-25年度	市民館の活性化をめざして –ビブリオバトルで若い世代の利用を–	ビブリオ・モデル事業実施
平成26-27年度	青少年の利用活性化 –市民館に若い世代の利用を–	アンケート実施（区内中学校、高校）
平成28-29年度	地域コミュニティ再生支援 ～町会・自治会意見交換会を基に検証～	町会・自治会との意見交換会の開催
平成30-元年度	地域コミュニティの活性化支援について	地域コミュニティの活性化に向けた町会・自治会との座談会の開催
令和2-3年度	生涯学習活動の案内機能のあり方について	生涯学習関連施設等との連携による学習支援の構築

* 平成28-29年度から麻生市民館専門部会として協議